

経済産業省貿易経済協力局安全保障貿易管理課 パブリックコメントご担当 宛
輸出貿易管理令の一部を改正する政令案等に対する意見

| | |
|--|--|
| [氏名] | (企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名) 日本機械輸出組合 部会・貿易業務グループ 橋本 弘二 |
| [住所] | 東京都港区芝公園3—5—8 機械振興会館401 |
| [電話番号] | 03—3431—9800 |
| [FAX番号] | 03—3431—0509 |
| [電子メールアドレス] | hashimoto@jmcti.or.jp |
| 今般のリスト改正の時期について | |
| <ul style="list-style-type: none">● 今回のリスト改正は、2007年におけるワッセナー・アレンジメント、MTCR等国際レジームの合意事項を実施に移すことを目的とした政省令改正と説明されているが、2008年における国際レジーム合意も既に為されている。● このため、今般の政省令改正から数カ月後には2008年合意事項実施を目的とした政省令改正が改めて行われると言われている。● 短期間のうちに続けて規制改正が行われれば、企業として改正に対処するため、短期間の間に判定見直し、判定リスト整備等の煩雑な作業を立て続けに強いられることになり、該非判定での誤解、誤り等法令違反の機会を増大すると危惧する。● 今後は国際レジームの合意に速やかに対応いただくようお願いしたい。 | |

| 政令・省令・通達 | コメント |
|--|---|
| 貨物等省令第 3 条第 22 号ホ 「 <u>第2号</u> に該当する貨物」 | 「又は第 2 号に該当する貨物」とすべき。 |
| 貨物等省令第 3 条第 26 号 「第 2 号イ若しくはロに該当する貨物」 | <p>① 改正理由が不明であるが、改正案の場合、「～できるロケット若しくは無人航空機、第 1 号の 3 に該当する無人航空機、～に該当する貨物」と 3 つの貨物を繋ぐ接続詞がない。</p> <p>② なお、第 2 号にはイとロしかなく、必ずしも分けて記載する必要はないため、「若しくは第 2 号に該当する貨物」としても良いと考える。</p> <p>※ また、今回の改正と直接関係はないが、「ステルス技術を用いた材料若しくは装置であって、」の「若しくは」については、「あって、」で文が切れているため、「又は」が適切と考える。</p> |

| 政令・省令・通達 | コメント |
|---|---|
| <p>輸出令別表第一 7項 (22)</p> | <p>① 「又は」、「若しくは」、句読点の適切な使用 並列表記が不明確で判りにくい。 以上から改正案を下記の矢印の下のように記述すべきではないか。</p> <p>(改正案) 「炭化けい素、窒化ガリウム、窒化アルミニウム又は窒化アルミニウム ガリウムの基板又はインゴット、プールその他のプリフォーム」</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>(修正案) 「炭化けい素、窒化ガリウム、窒化アルミニウム<u>若しくは</u>窒化アルミニ ウムガリウムの基板又は<u>これら材料の</u>インゴット、プールその他のプリ フォーム」</p> |
| <p>貨物等省令第6条第2号 ヌ「イ又はロに該当す る電子管」</p> | <p>ワッセナー規制リストの3. A. 1. b. 8の改正に伴う改正と考えるが、 3. A. 1. b. 8の改正内容は、電子管の参照条文を3. A. 1. bから3. A. 1. b. 1に 変更したものであり、単なる明確化のための訂正に過ぎず、新たにロの 電子管（実際にはロは電子管ではなく、電子管に用いられる陰極）が追 加されたものではないため、改正の必要はないと考える。</p> |

| 政令・省令・通達 | コメント |
|------------------|--|
| 貨物等省令 第6条第22号 | <p>① 「又は」、「若しくは」、句読点の適切な使用 並列表記が不明確で判りにくい。</p> <p>② ワッセナー規制リストの3.C.5の改正及び3.C.6の追加に伴う改正 と考えるが、3.C.5と3.C.6の規制品目は異なるものであるため、 個別に規定する必要があると考える。なお、3.C.6中の基板につい ては、「specified by 3.C.5」ではなく「specified in 3.C.5」とな っており、材料物質のみが関係し、電気抵抗率の値は関係ないと 考えられる。</p> <p>以上から今回の改正案を下記の矢印の下のように記述すべきではない か。</p> <p>(改正案) 「炭化けい素、窒化ガリウム、窒化アルミニウム又は窒化ガリウムアル ミニウムの基板（これらの基板に炭化けい素、窒化ガリウム、窒化アル ミニウム又は窒化アルミニウムガリウムのエピタキシャル層を含むも のを含む。）又はインゴット、プールその他のプリフォームであって、 二〇度の温度における電気抵抗率が一〇、〇〇〇オームセンチメートル を超えるもの」</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>(修正案) 22号「炭化けい素、窒化ガリウム、窒化アルミニウム<u>若しくは</u>窒化アル ミニウムガリウムの基板又はこれら材料のインゴット、プールそ の他のプリフォームであって、二〇度の温度における電気抵抗率 が一〇、〇〇〇オームセンチメートルを超えるもの」</p> <p>23号「炭化けい素、窒化ガリウム、窒化アルミニウム若しくは窒化アル ミニウムガリウムの基板であって、炭化けい素、窒化ガリウム、 窒化アルミニウム又は窒化アルミニウムガリウムのエピタキシ ャル層を<u>有する</u>もの」</p> |

| 政令・省令・通達 | コメント |
|------------------------|---|
| <p>貨物等省令第 8 条第 2 号</p> | <p>< 現行 > 伝送通信装置又はその部分品若しくは付属品であつて、次のいずれかに該当するもの</p> <p>< 改正案 > 次のいずれかに該当する伝送通信装置又はその部分品若しくは付属品となっている</p> <p>現行では、該当となる伝送通信装置の部分品、付属品であっても部分品や付属品に「伝送通信装置として該当となる機能」を有していなければ非該当となるが、改正案では、該当となる伝送通信装置の部分品、付属品であれば、部分品や付属品に該当となる機能がある／なしに係らず該当となる表現となっている。</p> <p>ワッセナー・アレンジメントは特に変更はないところと思われるが、規制範囲を変更する意図で表記変更としているのか。そうであれば、その理由・趣旨を明らかにして欲しい。 規制範囲を変更する意図ではないなら表現をもとに戻すべきと考える。</p> |

| 政令・省令・通達 | コメント |
|------------------|--|
| 貨物等省令第8条第9号 ヲ | <p> ヲ 「携帯用若しくは移動用の民生用電話機端末・・・」 ヌ 「民生用の携帯用電話機端末又は移動用電話機端末・・・」 とヲとヌの条文では同じものを指す表現が異なっているので、以下の通り修正しては如何か。 【修正案】 ヲ 「民生用の携帯用電話機端末、移動用電話機端末又は・・・」 </p> |
| 貨物等省令第8条第9号 ヲ | <p> ヲ 「～特定の民生産業用途に用いるために設計を変更したもの・・・」の内、“特定の民生産業用途”が具体的にどのようなものを指すのか不明確。 今回の改正案では、いわゆる”i-mode”等のデータ通信は貨物等省令第8条第9号ヌにより規制除外はされないものと判断しているが、新設されるヲの規制除外の範囲に含まれるのか判断を致したく解釈の明確化をお願いしたい。 </p> |
| 貨物等省令第8条第9号 ヲ | <p> ヲ (一)「既に公開又は市販されている暗号標準・・・」の内、“暗号標準”とは具体的には、どのようなものか解釈が不明確。 暗号標準の解釈の明確化をお願いしたい。 </p> |
| 貨物等省令第8条第9号 ヲ | <p> ヲ (一)「既に公開又は市販されている暗号標準（無断の複製を防止するためのものを除く。）」の内、“無断の複製を防止するためのもの”とは、いわゆる著作権保護等のコピー防止機能と思われるが、規制除外の対象から外す理由を教えてください。 </p> |
| 貨物等省令第8条第9号 ヲ | <p> 本条文では、オリジナルモデルが該当（暗号特例告示適用可）であるのに、同じ暗号機能を持つカスタイズモデルが非該当となる。 従い、当社における輸出管理では、同じ暗号機能をもつ貨物が異なる該非判定結果を持つことになり混乱が予想される。 </p> |

| 政令・省令・通達 | コメント |
|--|---|
| <p>貨物等省令第9条第3号 「(他の貨物(第5号、第8号イ、同号ロ(9)又は同号ロ(10)に該当するものを除く。)に組み込まれているものを除く。)」</p> <p>貨物等省令第14条第7号 「(他の貨物(第14条第5号イ(3)又は同条第8号イ(3)に該当するものを除く。)に組み込まれているものを除く。)」</p> | <p>「光検出器を用いた装置」又は「カメラ」に組み込まれた光検出器については判定不要とする旨の産業界要望を踏まえた改正と考えるが、第9条第3号の場合、第5号に該当の「光検出器を用いた装置」及び第8号イ、同号ロ(9)又は同号ロ(10)に該当の「カメラ」に組み込まれたものは除外されている。</p> <p>他の貨物に組み込まれているものの判定については、基本的には運用通達1-1(7)(イ)の部分品規定に従うべきと考えられるが、分離しがたいと判断されないものであって主要な要素となっているもの場合は判定が必要となる。しかしながら、第9条第3号に該当する光検出器については、これを組み込んだ「光検出器を用いた装置」又は「カメラ」が規制されている(一部規制除外されているものあり)訳であり、常識的に考えて、上記産業界要望のとおり、判定の必要はないと考える。</p> <p>また、貨物等省令の規定は基本的にはワッセナー・アレンジメント等の規制リストを反映したものと理解しており、ワッセナー・アレンジメント等の規制リストに規定がない事項を敢えて規定する必要があるのか疑問である。</p> <p>したがって、貨物等省令を改正するのではなく、運用通達の解釈に以下のような規定を新設することを提案する。</p> <p>➤ 「貨物等省令第9条第3号中の光検出器」 「他の貨物に組み込まれているものであって、当該他の貨物が貨物等省令第9条第5号、同条第8号イ、同号ロ(9)又は同号ロ(10)に基づいて判定するもの場合は、光検出器としての判定は要しないものとする。」</p> <p>➤ 「貨物等省令第14条第7号中の光検出器」 「他の貨物に組み込まれているものであって、当該他の貨物が貨物等省令第9条第5号イ(3)又は同条第8号イ(3)に基づいて判定するもの場合は、光検出器としての判定は要しないものとする。」</p> <p>※ 関連意見 そもそも、「他の貨物に組み込まれているものを除く」というのは、</p> |

| | |
|--|--|
| | <p>本来、当該項目に限ったことではなく、全ての項目に言えることだと考える。組込品について、日本では運用通達1-1(7)(イ)に記述されている10%ルールで除外しているが、諸外国では比率に関係なく除外している（例えば米国のExport Administration Regulations § 770.2(b)(1)にもその旨記述がある）。</p> <p>光検出器を組込んだ場合については、今回の政省令改正案によって比率に関係なく除外されることとなるが、それ以外の組込み品については従来通り10%ルールが適用されることになるので、諸外国に比べて不利な状況が続く。</p> <p>したがって、国際的な調和の観点から、「輸出貿易管理令の運用について」の「1-1(7)(イ)輸出令別表第一の解釈」における10%規定を、米国のExport Administration Regulations § 770.2(b)(1)に準じて修正することをあわせて検討いただきたい。</p> |
| <p>貨物等省令第14条第7号</p> <p>「(他の貨物 (第14条第5号イ(3)又は同条第8号イ(3)に該当するものを除く。)に組み込まれているものを除く。）」</p> | <p>① 「(他の貨物 (第14条第5号イ(3)又は同条第8号イ(3)に該当するものを除く。)に組み込まれているものを除く。）」の「第14条」は「第9条」の誤りと思われる。</p> |

| 政令・省令・通達 | コメント |
|---------------------|--|
| 貨物等省令第9条第3号ロ及びハについて | <p>① 当該項目の改正案については、ワッセナー・アレンジメントと項番の構造がずれていたり、直訳となっていない部分もある。ワッセナー・アレンジメントと項番の構造をそろえ、直訳としていただけますようお願いいたします。</p> <p>② 「遷移電子光電陰極」のパラメータとして「最大放射感度」が記載されているが、これは「化合物半導体を用いた光電陰極」のパラメータであると思われる。</p> |
| 貨物等省令第9条第3号ニ及びホについて | <p>① 当該項目の改正案については、ワッセナー・アレンジメントと項番の構造がずれていたり、直訳となっていない部分もある。ワッセナー・アレンジメントと項番の構造をそろえ、直訳としていただけますようお願いいたします。</p> <p>② 貨物等省令第9条第3号ニ（一）1四とホ（一）4に記載されている「30,000ナノメートル」は「3,000ナノメートル」であると思われる。</p> <p>③ 貨物等省令第9条第3号ニ（一）1六に「(次のハ又はニに該当するものを除く。)」と記載されているため、ワッセナー・アレンジメントのセンシティブリストと告示貨物が一致しなくなる。</p> |

| 政令・省令・通達 | コメント |
|--|---|
| <p>貨物等省令 10 条 3 号 の 3 貨物等省令 10 条 3 号 の 3イ 「進行方向、機首（船 首）方向若しくは真北 方向を示す」</p> | <p>ワッセナー規制リストの 7.A.3.c の改正に伴う改正と考えるが、「進行方向」に対応する「Azimuth」が削除されており、これを反映すべきと考える。</p> |

| 政令・省令・通達 | コメント |
|---|---|
| <p>貨物等省令25条3の二のハ及びニ</p> <p>「ガス流路よどみ点温度（定常状態において<u>海水面から離陸する場合の温度</u>をいう。以下本号において同じ。）」</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 発電用ガスタービンの場合、温度の定義が不明確 <p>発電用ガスタービンを製造しているが、そもそも固定されたものであるため、「海水面から離陸する場合の温度」を測ることができない。この場合どのような指標にて判断すれば良いのか、また離陸する事のない発電用のガスタービンの場合はそもそも本規定の対象外であるのか明確にして頂きたい。</p> |